

道民生活応援ポイント給付事業における世帯主等の取扱いについて

道民生活応援ポイント給付事業実施要領（以下「要領」という。）で定める世帯主及び給付対象については、要領の定めによるほか、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 世帯主及び給付対象について

以下に該当する世帯主については、本人からの申出を受け、要領第2条（1）で定義する世帯主及び第4条で規定する給付対象の要件のほか、事務局において、市町村や関係機関と連携して居住状況など事実関係を確認するなどした上で、柔軟に対応することとする。

（1）配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を受け、住民票の住所と異なる保護施設等に避難されている方

（2）その他、様々な事情により住民票の住所と異なる施設等に在住されている方

2 該当者への給付について

上記1で給付の要件を満たす世帯主であると確認できた場合、事務局は、当該世帯主からの申請に基づき、要領第7条に定める審査を経た上で、ポイント等を給付するものとする。

なお、転居に伴う市町村への異動の手続きを行っていないなど、やむを得ない理由と認められない場合は、給付対象としない。

上記に該当し、ご案内のはがきが届いていない方は、コールセンターへ連絡いただくようお願いいたします。

コールセンター

電話番号：0120-842-076

受付時間：9：00～17：00（土日祝を含む）

※電話のおかけ間違いにご注意ください。

確認書類提出用フォーム

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=h4THUpWW>

※パスワードを設定していますので、該当と思われる方は、まずはコールセンターへお問い合わせください。